

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 2021/02/25

最終更新日 2021/02/25

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2020年11月1日時点
国立大学法人名		国立大学法人佐賀大学
法人の長の氏名		兒玉 浩明
問い合わせ先		総務部総務課 (0952-28-8392、sohoumu@mail.admin.saga-u.ac.jp)
URL		https://www.saga-u.ac.jp/koukai/governance.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【経営協議会からの意見】 ダイバーシティ推進に関する本学の取組に関する記述として、関係するいずれかの原則に、ダイバーシティ推進室が全学的な調査・分析を実施し、その報告書の内容を踏まえて対応をしている旨を記載してはいかがでしょうか。</p> <p>【意見への対応状況】 ご意見を踏まえ、補充原則1-3⑥(2)の取組概要に記載しました。</p>
監事による確認		<p>【監事からの意見】 学長との意見交換、確認作業のプロセスへの参加、書面の閲覧、質問及び回答内容の検討などを通じて適合状況の確認をしました。監事意見は以下のとおりです。</p> <p>○適合状況の公表は、国立大学法人佐賀大学のガバナンスに対する社会からの要請への回答です。コンプライ、エクスプレインにとらわれることなく、ガバナンスコードをどう活用するのかという法人の意思を社会に示したほうがよいと思われます。</p> <p>○コードの文言や解釈により適合状況の判断が異なるため、コードの趣旨を踏まえつつ、判断の根拠とした解釈を明示的に残しておいた方がよいと思われます。</p> <p>○コンプライでも「形式的なコンプライ」から「実質的なコンプライ」まで様々なレベルがあります。コンプライかエクスプレインにとらわれることなく、ガバナンスコード策定の趣旨・精神を理解・活用し、佐賀大学のミッションを達成するのに適したガバナンス体制はどうあるべきかを、役員・部長など学長を補佐する役職者を含め、学内で議論・点検・改善に継続して取り組み、法人の目指す方向に向かい、着実にガバナンスのレベルを高めることが重要です。</p> <p>○ガバナンス体制を適切に機能させるために、規則等の通達や形式的な確</p>

		<p>認にとどまらず、現場での浸透状況を把握し、周知徹底させ、適切に運用させることが必要です。同時に、組織風土の変革への取組をより強化して下さい。</p> <p>【意見への対応状況】</p> <p>国立大学法人ガバナンス・コードが策定された趣旨等を踏まえ、各原則への適合状況について、コンプライ又はエクスプレインにとられることなく、本学の目指す方向に向かい、多様なステークホルダーの期待と信頼に応えるため、本学におけるより良いガバナンスの在り方について更に検討を進めるとともに、改善を継続してまいります。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>その他の方法による確認は行っておりません。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、下記に説明する原則を除き、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>【補充原則 1-3③及び 1-3⑥(2) 総合的な人事方針の策定・公表】 ダイバーシティ推進に向けた基本方針等は作成及び公表を行っているが、総合的な人事方針については今後策定する予定である。</p> <p>【補充原則 1-4② 法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針の明確化及び公表】 本学では、本学の法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針については現在、明文化したものはないが、学長の円滑な大学運営を補佐するため、次代のリーダーとして期待する教員を「学長補佐」として配置しており、その学長補佐に求められる資質や役割等に関する申合せを今後、作成する予定としている。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本学は、2006年に「佐賀大学憲章」にて本学が目指す方向性を定め、「佐賀大学中長期ビジョン」（2008～2015年）を指針として第2期中期目標・中期計画を作成し、「佐賀大学改革プラン」（2015年～）を指針として第3期中期目標・中期計画を作成した。また、それらを実現するための年度計画を遂行するとともに、全てを本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>さらに、2022年度から始まる第4期中期目標期間を見据え、学内構成員及び経営協議会外部委員の意見を踏まえ、2020年4月に「佐賀大学のこれから－ビジョン2030－」を策定・公表している。</p> <p>なお、本ビジョンの実現に向けたプロジェクトの実行計画、概要及び進捗状況を、本学ウェブサイトで公表する予定である。</p> <p>（佐賀大学中長期ビジョン） http://www.saga-u.ac.jp/koho/sagauni/index.html</p> <p>（佐賀大学改革プラン） http://www.saga-u.ac.jp/kikaku/kaikakuplan.pdf</p> <p>（中期目標・中期計画、年度計画） http://www.saga-u.ac.jp/koukai/mokuhyokeikaku.html</p> <p>（佐賀大学のこれから－ビジョン2030－） http://www.saga-u.ac.jp/vision/vision2030.html</p>
補充原則 1 - 2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>本学は、目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を、学校教育法第109条第1項に基づく自己点検・評価をとりまとめた「自己点検・評価書」として以下に公表している。</p> <p>（自己点検・評価） http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/20-zikotenkenhyoka/zikotenkenhyoka.html</p>
補充原則 1 - 3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>国立大学法人法に則り、経営及び教学運営の実施に係る各組織の権限と責任について、「国立大学法人佐賀大学経営協議会規則」及び「国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則」を制定し、各会議の権限と責任を明確化することで、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築している。</p> <p>（組織図） http://www.saga-u.ac.jp/images/gaiyo1/g03-1.png</p> <p>（国立大学法人佐賀大学経営協議会規則） https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/428.html</p> <p>（国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則） https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/429.html</p>

<p>補充原則 1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>平成29年4月に佐賀大学ダイバーシティ推進を宣言、平成29年5月にダイバーシティ推進室を設置し、全学的な調査・分析及びその結果に基づいた対応など、組織における多様性を高めるための取組を行っている。</p> <p>ダイバーシティ推進宣言に基づき、平成30年に佐賀大学ダイバーシティ推進基本方針を策定し、女性の採用・登用促進、女性研究者の育成・適切な評価、環境整備、構成員の個性の尊重をビジョンに掲げ、ダイバーシティ推進に取り組んでいる。</p> <p>また、若手研究者や女性・外国人研究者を増加させる目標を定めている。特に、女性の教員や職員の比率向上には積極的に取り組んでおり、教員の女性限定公募や事務職員の女性採用及び管理職への登用を積極的に行っている。</p> <p>今後は、中長期的な大学教員全体の理想の年齢構成を策定し、取り組んでいくこととしており、総合的な人事方針についても今後策定する予定である。</p> <p>(佐賀大学ダイバーシティ推進宣言及びダイバーシティ基本方針) https://www.oedi.saga-u.ac.jp/about/basic-policy-and-vision/</p>
<p>補充原則 1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期目標・中期計画の中で、中期的な財務計画である予算、収支計画及び資金計画を作成し、本学ウェブサイト公表している。</p> <p>(中期目標・中期計画：予算、収支計画及び資金計画) http://www.saga-u.ac.jp/koukai/mokuhyokeikaku.html</p>
<p>補充原則 1-3⑥(4) 及び補充原則 4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>毎年度、財務諸表と併せて「財務レポート」を作成し、教育・研究に係るコストの見える化を進め、本学ウェブサイトにて法人の活動状況や資金の使用状況等を公表している。</p> <p>また、今後は、「財務レポート」に代わる報告書として「統合報告書」の作成を予定している。</p> <p>(財務諸表及び財務レポート) http://www.saga-u.ac.jp/koukai/kokaizaimu.html</p>
<p>補充原則 1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本学では、本学の法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針については現在、明文化したものはないが、学長の円滑な大学運営を補佐するため、次代のリーダーとして期待する教員を「学長補佐」として配置しており、その学長補佐に求められる資質や役割等に関する申合せを今後、作成する予定としている。</p> <p>また、国大協主催の各種研修、セミナー、大学改革シンポジウムに、対象となる役職員を積極的に参加させ、経営人材の育成に努めているほか、学内においても、大学経営において幹部職員に求められる各種能力の向上を図ることを目的に幹部職員研修や労務管理研修を実施している。</p> <p>さらに、令和元年10月に学長による円滑な大学運営を補佐することを目的として設置された学長企画室においては、室員として中堅職員を任命しており、次代の経営人材の育成に取り組んでいる。</p>

<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>学長を補佐するため、学内から登用した理事のほか、企業の経営者として長く経験を有する者及び女性の経営者を非常勤理事として任用している。</p> <p>また、各理事の下に理事室を置き、理事室の任務を定め、任務の遂行のため、担当分野ごとに学内から次代のリーダーとして期待する教員である学長補佐を配置している。なお、学長補佐に求められる資質や役割等に関する申合せを今後、作成する予定としている。</p> <p>さらに、法人の運営に関する事項のうち、学長が特に必要と認めた事項については、学長、理事、学長補佐等で意見交換し、情報の共有を図り、必要な措置等を講ずることを職務とする拡大役員懇談会において、大学運営の課題の共有並びにディスカッションを行っており、直接、大学運営に携わる機会を与えることで、人材育成を図っている。</p> <p>理事や副学長等の責任・権限等については、関係規則に定め、本学ウェブサイト公表している。</p> <p>(国立大学法人佐賀大学基本規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/431.html</p> <p>(国立大学法人佐賀大学理事室規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/6.html</p> <p>(役職員) http://www.saga-u.ac.jp/gaiyo1/g04-1.html</p> <p>(運営組織図) http://www.saga-u.ac.jp/images/gaiyo1/g03-1.png</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は、法人法に定められた法人の重要事項について事前に協議を踏まえるなど、十分な検討・審議を毎月行い、学長の意思決定を支えている。</p> <p>また、本学ウェブサイトにて議事要旨を公表している。</p> <p>(役員会議事要旨) http://www.saga-u.ac.jp/somu/somu-k2009.html#kaigi001</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>本学では、佐賀大学ダイバーシティ推進宣言・基本方針を定め、ダイバーシティを推進するとともに、佐賀大学憲章を達成するために、地域貢献、地元企業との連携等を目的とし、産業界、他の教育研究機関等外部の人材を本学の役員等として登用することで経営層の厚みを確保している。</p> <p>また、この目的を達成するため、企業の経営者として長く経験を有する者を役員として登用している。</p> <p>さらに、本学が目標として掲げている「指導的地位に占める女性の割合が15%以上」を達成するために、積極的に女性役員を登用している。</p> <p>これらの関連規則及び役員等の登用状況については、本学ウェブサイトにて公表している。</p> <p>(国立大学法人佐賀大学基本規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/431.html</p> <p>(国立大学法人佐賀大学理事の選考等に関する規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/600.html</p> <p>(役員等の登用状況) http://www.saga-u.ac.jp/gaiyo1/g04-1.html</p>

<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会の学外委員には、大学に関し、広くかつ高い識見を有する者を任命することとし、自治体の長、県内外企業の代表者等により組織している。</p> <p>また、経営協議会議事要旨を本学ウェブサイトで公表するとともに、経営協議会学外委員からの意見を大学経営に活用する体制を整備し、意見の活用方法は本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>(経営協議会議事要旨) http://www.saga-u.ac.jp/somu/somu-k2009.html#kaigi003 (学外からの意見の活用方法) http://www.saga-u.ac.jp/somu/keieitaiau/keieitaiau.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長選考会議は、学長の選考に当たって、「国立大学法人佐賀大学長に求められる資質・能力、重点的取組」を定め、資質・能力を持ち、本法人の重点的取組に取り組む能力が十分にある者の中から選考を行っており、学長選考会議は、学長候補適任者の資格審査、面接等により、慎重かつ必要な議論を十分に尽くし、適正に選考を行い、学長候補者を決定している。</p> <p>なお、選考過程、選考結果及び選考理由を本学ウェブサイトに公表している。</p> <p>(選考過程、選考結果及び選考理由) http://www.saga-u.ac.jp/gakuchosenko/gakuchosenko.html</p>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長選考会議において、法人の長の任期や再任の可否、再任を可能とする場合の上限設定の有無について適宜議論している。</p> <p>現在は任期を4年、再任された場合の任期を2年とし、国立大学法人佐賀大学学長選考規則については本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>(国立大学法人佐賀大学学長選考規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/596.html</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>法人の長の解任に関する手続きについては、国立大学法人佐賀大学学長解任規則において定めており、本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>(国立大学法人佐賀大学学長解任規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/599.html</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長選考会議は、「国立大学法人佐賀大学長の業務執行状況の確認に関する申合せ」に基づき、学長就任の1年後を目途に業務執行状況について確認を行い、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、その結果を学長に通知し、当該評価結果については、学長選考会議の議事要旨に記載し、本学ウェブサイトに公表している。</p>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>現学長は、令和元年10月1日付で任命されており、学長選考会議において大学総括理事を置くことについての議論を行っていない。今後、本学における大学総括理事の配置の必要性について議論を行っていく。</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本学においては、業務方法書に内部統制システムに関する規定等を整備するとともに、「国立大学法人佐賀大学における業務の適正を確保するための体制等について」を制定し、その運用に当たっている。</p> <p>また、継続的に見直しを図ることとしており、毎年、内部統制のモニタリングの際に見直しを行っている。さらに、次年度の内部統制モニタリングでは、モニタリング項目の追加を検討している。</p> <p>(国立大学法人佐賀大学業務方法書) https://www.saga-u.ac.jp/koukai/gyoumu.html (国立大学法人佐賀大学における業務の適正を確保するための体制等について) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/966.html</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本学ウェブサイトにおいて、教育・研究、社会貢献・国際交流など領域別のメニューバーを設け、法人経営に係る情報として、本学の理念・憲章・目標、法人の主要な会議の情報など、法定公開情報を公表している。</p> <p>また、教育・研究に係る情報として、佐賀大学学士力、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針、教員の研究分野及び主要な業績等の情報を公表している。</p> <p>社会貢献・国際交流に係る情報については、リージョナル・イノベーションセンター及び国際交流推進センターの取組とともに、様々な情報を公表している。</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学ウェブサイトにおいて、受験生、在学生、卒業生、企業・研究者、市民の方など、対象者別のメニューバーを設け、受験生には入試日程等の情報、在学生には教務関係、就職・進路にかかる情報、卒業生には同窓会に係る情報など、対象に応じた内容を公表しているほか、必要に応じて、冊子体（紙媒体）での配布や、パンフレット等を作成するなど、情報の公表を行う目的・意味を踏まえた広報を行っている。</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学生が大学で身につけることができる能力とその根拠として「卒業認定・学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」を公表している。学生の満足度は授業アンケート結果等で公表し、学生の進路状況も公表している。</p> <p>また、各学部において取得可能な免許等については、受験生向けの大学案内（冊子）において公表している。</p>

<p>法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 【URL】 http://www.saga-u.ac.jp/koukai/jyohokokai.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 【URL】 https://www.hospital.med.saga-u.ac.jp/hp/guide/director-selection.php</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 【URL】 https://www.hospital.med.saga-u.ac.jp/hp/guide/anzenkansa.html</p>
-------------------------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------